

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月7日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等 ▼
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	新居浜市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 独自利用事務の対象者	子どもの保護者(子どもが婚姻した場合は、当該子ども)
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和6年7月3日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有 ▼
9. 評価書番号	32
10. 保護評価書の名称	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=z&ij_no=&kk_name=%E6%96%B0%E5%B1%85%E6%B5%9C%E5%B8%82&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A0%E3%82%82%E5%8C%BB%E7%90%82%E8%B2%BB%E5%8A%A0%E6%88%90
12. 委任関係	▼

執行機関名 新居浜市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	新居浜市子ども医療費助成条例(昭和48年条例第7号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第38号)別表第1(第4条関係)2の項 新居浜市子ども医療費助成条例(昭和48年条例第7号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	新居浜市子ども医療費助成条例(昭和48年条例第7号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、(子ども)の(保健の向上及び福祉の増進を図る)ため、子ども医療費の助成に関し定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		新居浜市子ども医療費助成条例(昭和48年条例第7号) 新居浜市子ども医療費助成条例施行規則(昭和48年規則第12号)